

発行/三原市人権推進課  
編集/三原市大和人権文化センター  
所在地/三原市大和町下徳良107番地1  
電話/0847-33-1308  
FAX/0847-33-1308

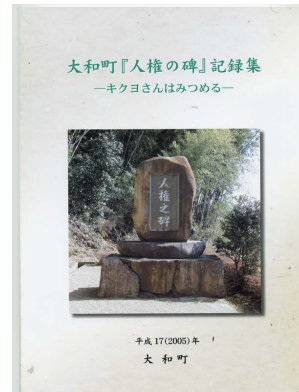
# 三原市大和人権文化センターだより

## 大和町「人権の碑」環境整備・防草シート施工

2023年度(令和5年)、人権の碑周辺の環境整備として、法面に防草シートを張りました。

この碑は、生まれた時から厳しい部落差別を背負い、騙されてマレーシアに売られ、「からゆきさん」として波瀾万丈の人生を生き抜いた「善道キクヨさん」の墓碑と、その周辺を人権公園とし、人にやさしいふるさとを築き差別のないまちづくりを誓い、棕梨に「人権の碑」が建立されました。

公園内には善道キクヨさんのお墓、碑文があります。ぜひ、訪れてみてください。



大和町『人権の碑』案内図



大和人権文化センターには、キクヨさんの生きてきた道をたどりながら、その歴史的背景や官民一体となって取り組んだ事業を記録に残した「人権の碑」記録集があります。

人権意識に満ちたまちづくりを進めていくため、そして人権啓発の意義やその重要性を理解するために、ぜひ記録集、展示品などご覧ください。

### 「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

### 大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

- にちじ 5月24日(金) 9:00~12:00
  - ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談・人権相談  
相談員2名で対応します。次回は、6月21日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。  
大和人権文化センター(0847-33-1308)

### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

# 人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年10月1日に施行されました。条例では、市・市民・事業者の三者の責務が規定されていますが、今回は、市の責務と市民の責務について解説していきます。【第3回】

## (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、前項の規定による人権施策の推進に当たっては、国、地方公共団体、市民、事業者及び関係機関と連携を図るものとする。

## 【解説】

市は、基本計画を立てて、関係機関と連携しながら、人権施策を進め、すべての分野で一人ひとりの人権が尊重されるよう取り組みます。市民や事業者向けの出前講座や講演会・研修会等を行い、ひろく人権啓発をはかります。

## (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

## 【解説】

市民一人ひとりが、差別をなくすために、お互いを思いやる心を持って、人権を大切にします。そして、市が行う人権啓発活動や人権施策に主体的に参加します。

※「基本理念」…すべての人が基本的人権をもっているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現すること。

## ★きょうは何の日？ 5月 人権カレンダー



### 5月1日～7日 憲法週間

日本国憲法が1947年5月3日に施行され、この日を含む5月1日から7日までを憲法週間としています。憲法には「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」という三大理念が掲げられていて、憲法第11条では、「～中略～基本的人権は、侵すことの出来ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。人権は、すべての人が幸福な人生を送るために欠かすことのできないものであり、人類が長い歴史で積み上げてきた普遍の権利です。人権と私たちの暮らしとの結びつきについて、憲法週間をいい機会として見つめてみてはいかがでしょうか？